

明魂登録をもって、真実の信者として歩む誓いをささげる真心を、神魂は受け取り、真実の幸福に向かって心明るく仕合せな人生を送れるように、導いてくださいます。

神魂と共に心潤う毎日を積み重ね、やがて訪れる人生の終日を、神魂の愛に包まれて心穏やかに迎え、魂の救いを我が物としていきましょう。

【お問い合わせ】

神総本部儀式受付 ☎ 045・710・1375

偉光会館 各偉光会館の電話番号は、神示教会公式サイトで
ご確認ください

(受付時間 9:00～16:00 / 神総本部休講日、偉光会館閉門日を除く)

みょうこん
「明魂」誓願と
明魂登録のご案内

神と心を重ねて歩む毎日は、心が潤い、生きがいにあふれたものとなります。不安やつらさも心の糧として、「これこそ我が人生」と、悔いのない終日を迎えることができません。それが、開運できた人生であり、信者として歩む素晴らしさです。

生あるうちにその尊さに気づき、神魂に心を委ねた生涯を送りたいと願う真心が、「明魂」誓願です。そして、各人の思いを確かなものとするために、迎える人生の終日に、神魂が導く御魂送りをもって安らかに旅立てるように、生前に教会葬儀、玉納奉^{ぎよくのうほうじゆ}を申し込む手続きが、明魂登録です。併せて、神魂の元への納骨もお願いできます。

明魂登録は、まことの幸福を実現し、自分自身の心の道の子々孫々へと受け継いでいく、深い意義があるものです。

明魂登録手続きから玉納奉寿（葬儀）、納玉（納骨）までの流れ

明魂登録立会人、立会補佐人の選任

- ・日頃の触れ合いを通して、家族や身内の方々が、玉納奉寿、納玉を希望する本人の思いを理解していることが必要です。
- ・明魂登録立会人、立会補佐人は、儀式の執行から納骨に至るまで、本人が望んだことが間違いなく、かつ円滑に行われるように、神示教会との連絡役を務めます。自分が亡くなった後を託すため、家族や親族を選任することが望まれます。家族がいないなどの事情がある場合は、ご相談ください。

明魂登録手続き

- ・登録手続きは、神総本部清明会館、および全国偉光会館で行います。必要書類、奉納金等をご準備の上、明魂登録立会人、立会補佐人になる方と共にお願いします。
- ・明魂登録立会人、立会補佐人となる方が、海外、または遠方に住まわられていて、登録手続きにお越しになれない場合はお申し出ください。事前に「申出書」を記入していただくことで、登録手続きを完了することが可能です。
- ・「明魂登録証」「受納証」等をお渡ししますので、大切に保管してください。

【手続きに必要なもの】

- ・「明魂」誓願の儀御願書…明魂登録を希望される方には、事前にお渡ししますので、あらかじめ自宅にて記入してお持ちください。
- ・本人、明魂登録立会人、立会補佐人それぞれの認め印（ゴム印は不可）
- ・奉納金、収入印紙（200円×3枚）
※振り込みを希望される方は、申し込み時にお申し出ください。

「明魂」誓願の儀

明魂登録手続きをした方には、「明魂」誓願の儀にご参列いただきます。明魂登録されたお一人お一人の思いを神魂に届ける尊い儀式です。登録した本人だけでなく、明魂登録立会人、立会補佐人の方にもご参列いただけます。

「明魂」誓願の儀奉納金 1万5千円

明魂登録奉納金

- 【内訳】
- ①玉納奉寿奉納金 40万円（執行時にかかる諸費用は含まれていません）
 - ②神玉の儀奉納金 7万円
 - ③納玉奉納金 30万円（25年間の使用料含む）
 - ④納魂の儀（通夜）奉納金 10万円
 - ⑤合玉（合祀）奉納金 10万円

- 玉納奉寿、および納玉（神玉里・神玉園）を行う場合の奉納金 ①+②+③= 77万円
- 玉納奉寿のみ行う場合の奉納金 ※一般の墓地へ納骨する予定の方。 ①= 40万円
- 納魂の儀（通夜）を行う場合の奉納金 ①+②+③+④= 87万円
- 納魂の儀は行わず、合玉奉納金まで納める場合の奉納金 ①+②+③+⑤= 87万円
- 納魂の儀を行い、合玉奉納金まで納める場合の奉納金 ①+②+③+④+⑤= 97万円

明魂登録奉納金は、儀式を執り行うまで、教会で大切にお預かりします。

玉納奉寿執行時にかかる諸費用

以下の内容は、主に設営を依頼する葬儀社に支払うため、事前に神示教会でお預かりすることはできません。

- | | | | |
|-----------|------|-------|--------|
| ・御玉入れ（骨壺） | ・出向費 | ・火葬料金 | ・式場費 |
| ・祭壇費 | ・供花 | ・料理 | ・返礼品 他 |

納玉後にかかる諸費用

25年ごとの更新手続き 30万円、または合玉奉納金 10万円

※合玉奉納金 10万円を、ご希望により、明魂登録手続きの際にお預かりすることができます。

ご逝去

ご逝去の際は、まず玉納奉寿を行う会場を決めて、該当する葬儀社にご遺体の搬送を依頼します。清明会館の場合は、搬送依頼を神総本部儀式受付に連絡します。

※玉納奉寿の流れは、「玉納奉寿（葬儀）申し込みのご案内」を参照。



玉納奉寿の申し込み

神総本部儀式受付、または全国偉光会館に、電話で玉納奉寿を申し込みます。玉納奉寿申込電話は、24時間ご連絡いただけます。（☎ 045・731・4443）

申し込みの際、故人のお名前、葬儀社名、連絡先などを伺います。



玉納奉寿の執行

清明会館、偉光郷、および全国の各葬儀場、自宅等で伝導師が出向いて行います。

1日目 納魂の儀（通夜）（明魂登録時にお預かりした10万円を充当）

2日目 玉納奉寿の儀（葬儀・告別式）（明魂登録時にお預かりした40万円を充当）

玉立の儀（お別れ・出棺）、火送りの儀（火葬・収骨）も伝導師が付き添います。



神玉里・神玉園へ納玉

明魂登録時にお預かりした7万円を神玉の儀に、30万円を納玉に、10万円を合玉に充当

納玉の際は、偉光郷神玉里、または全国偉光会館神玉園で神玉の儀（納骨の儀）をお受けいただきます。納玉手続きは、神総本部清明会館、または全国偉光会館で行います。

神玉里・神玉園への納玉は、25年間お預かりし、その後、更新の手続きが必要になります。更新せず、合祀として永代にわたって神示教会に収めることを希望する場合は、合玉手続きができます。合玉後は、ご遺骨が返還できなくなりますので、その旨をご理解の上、お申し込みください。一般墓地に納骨する場合は、伝導師が出向いて行う納玉の儀を申し込むことができます。